

## 議案第7号関連資料

### 明石市戸籍・住民票関係手数料徴収条例の一部改正について

#### 1 概要

戸籍法の改正に伴い、本年3月1日から本籍地以外の市区町村の窓口でも戸籍証明書等の交付が可能になります。

また、国が構築するオンライン化した行政手続において戸籍証明書等の添付を省略するために用いる識別符号（パスワード）が記載された通知書が新設され、全国の市区町村の窓口で発行が可能になります。

つきましては、上記に係る手数料を徴収する必要があるため、条例の一部を改正しようとするものです。

#### 2 改正内容

##### (1) 戸籍証明書等の広域交付

本人等からの請求を受けて、戸籍証明書等を本籍地以外の市区町村の窓口においても交付する。

<手数料> 戸籍証明書 450円

除籍証明書 750円

※ 本籍地で交付する戸籍証明書等の手数料と同額

##### (2) 戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行

本人等からの請求を受けて、戸籍電子証明書提供用識別符号等が記載された通知書を全国の市区町村の窓口で発行する。

<手数料> 戸籍電子証明書提供用識別符号 400円

除籍電子証明書提供用識別符号 700円

※ マイナポータルによる請求及び戸籍証明書等と同時に請求があった場合は無料

##### (3) その他所要の整備に伴う改正

#### 3 施行期日

令和6年3月1日